

二宮町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が家庭用防犯カメラを設置することにより、地域の防犯力の向上及び住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、家庭用防犯カメラの購入及び設置に要する経費に対し、二宮町家庭用防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第3号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「家庭用防犯カメラ」とは、戸建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅を含み、共同住宅及び別荘を除く。以下同じ。）への侵入犯罪等を未然に防止するため、屋外に常設する撮影装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 町税及び国民健康保険税を滞納していない者
- (3) 令和8年9月1日以降に家庭用防犯カメラを購入又は設置した者

(補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラ)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用防犯カメラは、補助対象者が自ら居住する戸建て住宅の敷地内（屋内を除く。）に設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する戸建て住宅の敷地内を撮影するものであること。
- (2) 撮影した画像データを記録媒体により記録保存する機能を有するものであること。
- (3) 夜間の撮影が可能なものであること。
- (4) 未使用品であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 家庭用防犯カメラの購入費用
- (2) 家庭用防犯カメラの設置に係る工事費（既存設備の撤去及び移設に関

する費用を除く。)

(3) 家庭用防犯カメラの附属品の購入費用

(4) 家庭用防犯カメラの設置を示す表示板の設置に係る費用

2 前項に規定する費用について店舗等が付与するポイントを使って購入した場合は、使用したポイントを差し引いた後の実支払額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で、20,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、二宮町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)及び家庭用防犯カメラの適正運用に関する誓約書(第2号様式)に、次に掲げる関係資料を添付して、町長へ提出しなければならない。

(1) 申請者が本人であること及び町内に住所を有することを証する書類の写し

(2) 家庭用防犯カメラの仕様が分かるものの写し等

(3) 家庭用防犯カメラ及びその附属品の購入に係る費用のレシート又は領収書の写し等

(4) 家庭用防犯カメラの設置工事、専用電源の付帯工事及びその設置を示す表示板の設置に係る費用のレシート又は領収書の写し等

(5) 家庭用防犯カメラの設置状況が分かる写真

(6) 補助金振込口座が確認できるものの写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める資料

2 補助金の交付申請の受付期間は、令和8年11月2日から令和9年1月29日までとする。ただし、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算の範囲を超える日をもって、補助金の交付申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 前条による補助金交付申請があったときは、町長は速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、二宮町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 不当な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。

(遵守事項)

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 家庭用防犯カメラの運用にあたっては、犯罪防止以外での使用を禁止し、特定の個人や建造物を撮影し、プライバシーを侵害することのないよう配慮すること。
- (2) 家庭用防犯カメラでの撮影は、犯罪防止のために行い、録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- (3) 法令に基づく手続きにより捜査機関から照会等を受けた場合は、映像の提供に協力すること。
- (4) 家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問い合わせを受けた場合は、責任をもって誠実に対応すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年9月9日から施行する。